

# 病気を抱える子供と家族を孤立させない支援団体 「NPO未来ISSEY」 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、病気を抱える子供と家族を孤立させない支援団体 「NPO未来ISSEY」と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県丸亀市葭町22-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、長期入院、療養が必要な病気を抱える子どもと家族（以下、「子ども」「家族」とする。）に対して、精神的、社会的に孤立させない為の継続的な支援、またその啓発や普及を行うことを目的とし、2018年11月2日に設立する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子ども達の学習支援を図る活動
- (2) 子ども達や家族が参加できるイベントの企画運営活動
- (3) 子ども達や家族の交流・情報共有できる場の提供を図る活動
- (4) 子ども達や家族を取り巻く環境の理解を深める情報発信を図る活動
- (5) 子ども達が学校や社会へスムーズに復帰・復学できる支援を図る活動
- (6) 家族が制度等をスムーズに利用できるような情報提供、共有を図る活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子ども達や家族を孤立させないための事業
- ② 子ども達や家族を取り巻く環境の理解を深める情報発信事業

(2) その他の事業

- ① 本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助し、活動に金銭面で協力する個人及び団体

(入会)

第7条 この団体の会員になろうとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、役員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求められない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を1ヶ月以前に代表に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この団体の規約、諸規定又は総会の議決等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この団体の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監査役

(選任等)

第13条 代表及び副代表は、会員の互選とする。

2 監査役は、役員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、この団体の業務および財産の状況を監査する。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第21条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 運営規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業の変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他この団体の運営に関する重要事項

### (開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、必要があるときに開催できるものとする。

### (定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第6章 役員会

### (構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する。

### (権能)

第26条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第27条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第28条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

### (事業報告及び決算)

第29条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表が作成し、監査を経て、役員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第30条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更、解散及び合併

### (規約の変更)

第31条 この規約は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の承認がなければ変更できない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 団体が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 規約の変更に関する事項

### (解散)

第32条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (合併)

第33条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## 附 則

1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 吉田ゆかり  
副代表 吉田操志  
監査 串田裕志

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

4 この団体の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |         |     |        |
|---------|-----|--------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 2,000円 |
| 賛助会員    | 入会金 | 0円     |
| (2) 正会員 | 年会費 | 5,000円 |
| 賛助会員    | 年会費 | 3,000円 |